

各 位



平成18年 5月17日
会社名 長野日本無線株式会社
代表者の 代表取締役社長
役職氏名 田中章博
(コード番号 6878 東証第2部)
問合せ先 総務広報部長
竹内利直
(TEL 026-285-1205)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の当社第82回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 事業内容の明確化および今後の事業展開に備えて、目的事項に追加を行うものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 当社機関について、現行と同様の機関を置く旨の規定を新設するものであります。
 - ② 機動的な資本政策を図るため、自己株式の取得を取締役会の決議により行うことを可能とする規定を新設するものであります。
 - ③ 株券を発行する旨の規定を新設するものであります。
 - ④ 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。
 - ⑤ 法令の記載に合わせて、記載順序を変更するものであります。
 - ⑥ 取締役会において、取締役全員の同意があり、監査役が異議を述べないときに限り、会議を開催しない形で取締役会の決議を認める旨の規定を新設するものであります。
 - ⑦ 会社法において、取締役会決議となったことにより、転換社債の転換時期および配当金の条文を削除するものであります。
 - ⑧ その他、会社法に合わせて、用語の変更、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等を行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

株主総会開催予定日 平成18年6月29日(木)
効力発生予定日 平成18年6月29日(木)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、長野日本無線株式会社と称する。 英文では Nagano Japan Radio Co., Ltd. と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. 電気通信機械ならびに付属装置および付属品の製造 2. 電気計測機器、その他電気および電子応用機器の製造 3. 蓄電器、その他電気部品材料の製造 4. 損害保険代理および生命保険募集に関する業務 5. 前各号の製品の販売、修理、賃貸ならびに施設工事 6. 前各号に付帯または関連するいっさいの業務</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社の本店は、長野県長野市に置く。 (新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(会社の発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、60,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 (新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、長野日本無線株式会社と称する。 英文では Nagano Japan Radio Co., Ltd. と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. 電気通信機械ならびに付属装置および付属品の製造 2. 電気計測機器、その他電気および電子応用機器の製造 3. <u>産業機械器具の製造</u> 4. <u>蓄電器、その他電気部品材料の製造</u> 5. <u>損害保険代理および生命保険募集に関する業務</u> 6. <u>前各号の製品の販売、修理、賃貸ならびに施設工事</u> 7. <u>前各号に付帯または関連するいっさいの業務</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社の本店は、長野県長野市に置く。 (機 関) 第4条 当社は、株主総会ならびに取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人 (公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>

<p>(1単元の株式の数)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 (单元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。 (新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録ならびに、信託財産の表示またはそれらの抹消、株券の交付、单元未満株式の買取りおよび諸届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録、ならびに信託財産の表示またはそれらの抹消、株券の交付、单元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(单元株式数)</p> <p>第9条 当社の单元株式数は、1,000株とする。 (单元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当社は、第8条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。 (单元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する单元未満株式について次の権利以外の権利を行使することが出来ない。 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 剰余金の配当を受ける権利 3 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 4 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割り当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。 ②当社の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
---	--

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項その他定款に定めるもののほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(総会の招集)

第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。臨時株主総会は、必要ある場合、取締役会の決議により随時招集する。

(総会の招集者および議長)

第12条 株主総会の招集者および議長は、取締役社長とする。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で決する。

商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で決する。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会においてその議決権を行使することができる。

前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第15条 株主総会の議事録には、議長ならびに出席した取締役が記名押印または電子署名して、これを10年間本店に備え置く。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項その他定款に定めるもののほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(総会の招集)

第15条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。臨時株主総会は、必要ある場合、取締役会の決議により随時招集する。

(総会の招集権者および議長)

第16条 株主総会の招集権者および議長は、取締役社長とする。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会においてその議決権を行使することができる。

②前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名して、これを10年間本店に備え置く。

<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第16条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第17条 取締役は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席した株主総会で選任する。</u> 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠または増員のために選任された取締役の任期は、<u>他の現任者の残任期間とする。</u></p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第19条 取締役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議で定める。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発送しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第21条 取締役会の招集者および議長は、<u>取締役社長とする。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(代表取締役) 第22条 代表取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議により、<u>取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で決する。</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第21条 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席した株主総会でその議決権の過半数をもって選任する。</u> ②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ②補欠または増員のために選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会の招集権者および議長は、<u>取締役社長とする。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p>(代表取締役) 第26条 取締役会は、その決議によって<u>代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役) 第27条 取締役会は、その決議により、<u>取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第28条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>
--	--

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(議事録) 第25条 取締役会の議事録には、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名して、これを10年間本店に備え置く。</p> <p>(相談役および顧問) 第26条 取締役会は、その決議により、相談役および顧問各若干名を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第28条 監査役は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席した株主総会で選任する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠のために選任された監査役の任期は、<u>前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第30条 監査役は、<u>互選により、常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第31条 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議で定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発送しなければならない。<u>ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第29条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(議事録) 第30条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名して、これを10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(相談役および顧問) 第31条 取締役会は、その決議により、相談役および顧問各若干名を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第33条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ②補欠として選任された監査役が監査役に就任した場合の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。<u>ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</u></p>
---	---

<p>(決議の方法) <u>第33条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で決する。 (議事録) <u>第34条</u> 監査役会の議事録には、出席した監査役が記名押印または電子署名して、これを10年間本店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算 (営業年度および決算期)</p> <p><u>第35条</u> 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日を決算期とする。 (利益配当金) <u>第36条</u> 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</p> <p>(中間配当金) <u>第37条</u> 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配</u>（中間配当という。）を行うことができる。</p> <p>(転換社債の転換時期および配当金) <u>第38条</u> 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしこれを支払う。</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第39条</u> 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れる。 利益配当金および中間配当金には、利息を付けないものとする。</p>	<p>(決議の方法) <u>第38条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で決する。 (議事録) <u>第39条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名して、これを10年間本店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算 (事業年度)</p> <p><u>第40条</u> 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (剰余金の配当) <u>第41条</u> 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金配当（以下「期末配当金」という）を行う。 (中間配当金) <u>第42条</u> 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>（以下「中間配当金」という）をすることができる。 (削除)</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第43条</u> 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ②前項の金銭には、利息を付けないものとする。</p>
---	--

以上